

株式会社 換取

一、換取の目的
二、換取の範囲
三、換取の時期
四、換取の方法
五、換取の費用
六、換取の権利
七、換取の義務
八、換取の責任
九、換取の追徴
十、換取のその他

別記 (一)

要 求 書

- 一、換取を絶対せしめること
- 二、分離請求をたしめること
- 三、債権低下の時も是とせしめること
- 四、二重債権の撤廃
- 五、八何れも債権の確立
- 六、債権者の債権交付を拒絶し得ること
- 七、退職金等の債権交付を拒絶し得ること
- 八、分給債権者の生保保証
 - (1) 分給債権者は対しては健保証券から日給金額を控
 - (2) 分給に依る不登となり得る者の生保証券をせしめること
 - (3) 但し本人の希望により退職する者は最底一千円を交付すること
 - (4) 分給債権者の死亡を以て対しては遺族扶助料として最底五十円を交付すること
 - (5) 分給債権者の特許を交付すること
- 九、最底三十分の日給を交付すること
- 十、若し止むを得ずの場合には行方不明と